

質問事項	回答内容
<p>仕様書Ⅱ 庁舎警備業務に関する仕様 3 業務上の注意（4）について</p> <p>① 「職員の勤務時間外」とは閉庁時間のことでしょうか。可能であれば具体的な時間をご教示いただけますと助かります。</p> <p>② 「職員の勤務時間外」の時間になつたら、一般の出入口2カ所を閉めて守衛室横の時間外入口のみを運用するという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「職員の勤務時間外」とは、17時15分以降の時間としています。</p> <p>但し、17時15分直後に閉めるのではなく、現行の運用に合わせて開閉を行っていただくこととします。</p> <p>具体的には、庁舎1階の市民交流スペースを平日20時まで一般開放しているため、一般用出入口3カ所のうち、2カ所（正面出入口及び西側出入口）を20時に施錠し、残り1カ所（東側守衛室前出入口）を24時まで常時出入りできるようにしていただることになります。</p> <p>以下、補足となりますが、令和8年度以降の具体的な運用については、仕様書を基本に、再度決定事業者と打ち合わせていただきます。</p>